

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 60 号)

令和元年9月11日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定にかかる非公開部分のうち、役員選任案に記載された氏名を公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成30年9月12日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

平成29年度大津市防犯協会の総会資料と役員名簿

2 実施機関の決定

平成30年9月28日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「平成29年度大津市防犯協会通常総会資料」(以下「本件公文書」という。)を特定して、条例第11条第1項の規定に基づき公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

平成30年10月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 大津市情報公開・個人情報保護審査会答申第30号で、審査会は琵琶湖を美しくする運動実践本部の役員名を公開妥当と判断した。その理由は、「広く市民に公開すべきものであること及び、地方公共団体が深く関与して行われている琵琶湖の清掃にかかる組織及び活動に関する情報は通例公にされるものであることに照らすと、同実践本部を構成している役員氏名・その役職名及び役員会における発言者氏名、その役職名については、個人の権利利益を具体的に害するような特段の事情がない限りは、慣行により公にすることが予定されているべき情報というように解することができる。」である。上記に照らすと、防犯協会の役員は、地域安全連絡所代表者とあり、市が関与し、公益的な活動を行っている団体の役員名であり、非公開にする妥当性はない。
- 2 氏名を公表できない人物が、防犯協会の役員を担っているという状況は、大津市民の理解を得られるとは考えられない。情報公開制度の条例の目的に照らしても、行政側の説明責任の欠

如であり、市民目線の欠如である。

- 3 自治協働課が担当の「わがまちづくり市民運動推進協議会」及び廃棄物減量推進課が担当の「ごみ減量と資源再利用推進会議」では役員名を公開している。各種補助金申請の自治会長名も公開されている。
- 4 2014年5月29日に自治協働課から防犯協会の役員名簿を提供された経緯がある。
- 5 2014年に自治協働課に情報公開請求した「平成21年、平成24年安全なまちづくり事業補助金」では、団体の会長らの氏名は公開となっている。
- 6 過去の公開決定は自治協働課の生活安全係が判断したが、年度が変わると役員名を非公開、同じ安全事業の団体役員の名については非公開という判断は、情報公開条例の運用からも理解しがたい。情報公開条例の趣旨を軽視しているのではと疑わざるをえない。
- 7 大津市防犯協会が発行している地域安全ニュースは、各自治会で回覧されている。その中には大津市防犯協会の活動に協力した個人、団体の役員らを表彰するなど個人名が記載されている。個人名が記載されている地域安全ニュースが地域内で回覧されている一方、協会を運営している役員名を非公開とすることには矛盾がある。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人は、公益的な活動を行っている団体の役員名は公開すべきと主張する。しかし、当課においては、役員氏名を条例第7条第1号で非公開と規定する「特定の個人を識別できる情報」として判断しており、非公開情報から除外されている個人識別情報として、以下のア～ウが記載されているものの、このいずれにも該当しないため非公開とした。

- ア 法令若しくは条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公文書について

本件公文書は、平成29年6月6日に開催された平成29年度大津市防犯協会通常総会の会議資料であり、通常総会次第、防犯功労者表彰者一覧、議案書及び資料編で構成されている。

実施機関は本件公文書のうち、個人の氏名及び印影について、条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした。また、役員名簿については作成及び取得していないため存在しないことを理由に非公開とした。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、大津市防犯協会の役員氏名を公開すべきであると主張しており、議案書のうち「議案第5号 役員選任について(案)」と題された文書(以下

「議案第5号」という。)に記載された氏名が該当する。

議案第5号には、大津市防犯協会における役職ごとに会員名及び氏名が記載されている。

会員とは、大津市防犯協会会則によると、一般会員と特別会員とに分けられ、一般会員は、大津市内にある学区地域安全連絡所代表者及び特別会員以外で本会の目的に賛同したもの、特別会員は、大津市内の会社、工場、事業所、協会、組合等の代表者で本会の目的に賛同したものと規定されている。

議案第5号に記載されている会員名は、大津市長、地域安全連絡所代表者及び職域安全連絡所代表者に大別され、大津市長を除いてその氏名を非公開としている。

その余の部分の非公開としたことについては争いがないため、当審査会としては議案第5号の非公開部分(以下「本件非公開部分」という。)の条例第7条該当性について判断することとする。

2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

本件非公開部分は、特定の個人を識別することができるものであって、条例第7条第1号本文の個人に関する情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

条例第7条第1号ただし書アにおいて、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、同号本文に該当する場合であっても非公開情報から除くと規定している。これは、公開が原則の公文書にあって、個人を識別することができる情報であることのみを理由としてこれをすべて非公開としなければならないものではないとの趣旨にでたものである。

このような観点で条例第7条ただし書アを解釈するに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、現在、公にされておらず、また、公にする時期につき具体的な計画がない場合であっても、その範囲を限定的に解するのではなく、個人の権利利益を害するおそれがない限り公開すべきであると解すべきである。

大津市防犯協会は、昭和35年に設立された「大津地区防犯自治会」を前身とし、合併を経て現在に至る、地域安全・職域安全・暴力団排除活動支援等の事業を行う団体である。具体的には、防犯街頭啓発活動、防犯教室の開催、暴力団追放決起大会等を実施している。

大津市防犯協会会則によると、事務所を大津市役所内に置き、事業の推進のために地域安全協議会、職域安全協議会及び暴力排除推進協議会を設け、庶務は大津市自治協働課、大津警察署生活安全課及び大津北警察署生活安全課で行うこととされている。

地域安全協議会及び職域安全協議会の目的を達成するために、地域安全連絡所及び職域安全連絡所が自治会及び事業所ごとに設置され、関係機関との連絡調整や、地域安全に関す

る住民の要望、意見等の取りまとめ等が任務となっている。

大津市防犯協会並びに地域安全連絡所及び職域安全連絡所の位置づけやその目的等に照らすと、その役員や代表者の氏名は、地域住民や事業者が知り得る情報であり、大津市防犯協会は、このように地方公共団体の深い関与の下で防犯、地域安全行政の一部を担っていることに鑑みると、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、個人の権利利益を害するとは認められないため条例第7条第1号ただし書アに該当し、公開すべきである。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月21日	諮問書の受理
令和元年 5月31日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取
令和元年 7月19日	審議
令和元年 8月23日	審議
令和元年 9月11日	答申